

令和6・7年度県発注工事等入札参加資格申請書・添付書類に係る主な変更点

令和5年9月1日
宮崎県管理課

1 添付を省略する書類

- (1) 許可通知書の写し
- (2) 経営事項審査申請書の写しに添付する領収書等（経営事項審査申請書の写しは必要）
 - ※ 経営事項審査申請書の写しは経審結果が出ていない場合に必要な書類
 - ※ 後日の結果通知書の写しの提出は不要（2月29日までに結果通知を受けること）
- (3) 県工事受注実績・工事成績に添付する契約書の写し
 - ※ 県が把握していない工事が記載されている場合は申請後に契約書の写し等を求める場合がある。
- (4) 技術者の資格を証明する書類（監理技術者資格者証・講習修了証の写しを除く）
 - ※ 前回（令和4・5年度分）から引き続き在籍する者については、資格を証明する書類の添付は不要。ただし、監理技術者資格者証・講習修了証の写しは全員分を必須とする。新規掲載者については資格を証明する書類が必須。
 - ※ 前回掲載者が不明な場合は全員分の添付が必要。
- (5) CCUSの登録状況が分かるもの
 - ※ 一般財団法人建設業振興基金のホームページ（CCUS登録事業者検索サイト https://www.mobile.ccus.jp/#/open_jigyousya_search）で登録事業者として確認できない場合は登録が分かる資料を求める場合がある。

2 変更する書類

- (1) 技術者の在籍は、健康保険の被保険者証の写しではなく、**社会保険の標準報酬決定通知書の写し**で確認する。なお、前回から引き続き在籍する者については、**最新（令和5年）のものを、新規掲載者については令和4年の標準報酬決定通知書、健康保険被保険者証の写し、又は資格取得時の通知の写し**の添付が必要。
 - ※ 標準報酬決定通知書は、複数名分がまとめられている「連記式」での提出とする。（電子届出の場合、届出後でも個人通知から連記式への変更が可能。連記式にすると個人通知には戻らないので、個人通知を保存してから連記式を作成することを推奨。）
 - ※ 旧届出ツールで届出した場合等、連記式への変更ができない場合は個人通知を提出

3 追加項目に関する書類

- (1) 快適トイレ設置工事の有無に関する添付書類は不要。ただし、県が把握している実績と申請内容が異なる場合は、後日該当工事名等の確認をする場合がある。